

連 結 事 業 年 度 等	・	・	法人名	
---------------	---	---	-----	--

法 人 税 額 の 計 算										
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52					
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53					
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54					
その他の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55					
地 方 法 人 税 額 の 計 算										
	連結所得の金額に対する法人税額(32)	56	000	(56)の4.4%相当額	58					
	課税連結留保金額に対する法人税額(33)	57	000	(57)の4.4%相当額	59					
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算										
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60			地方税法の申告前の	連結所得の金額に対する法人税額	68		
		課税土地譲渡利益金額	61				課税連結留保金額に対する法人税額	69		
		課税連結留保金額	62				課税標準法人税額(68)+(69)	70	000	
		法人税額	63				確定地方法人税額	71		
		還付金額	64	外			中間還付額	72		
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(15)-(63)若しくは(15)+(64)又は(64)-(27)	65	00	外		計算	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66				この申告により納付すべき地方法人税額(42)-(71)若しくは(42)+(72)+(73)又は((72)-(43)+(73)-(43)の外書))	74	00	
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67							